

令和元年第3回(6月)川南町議会定例会会議録

令和元年6月17日 (月曜日)

本日の会議に付した事件

令和元年6月17日 午前9時00分開議

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 議案第30号 川南町地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例を定めるについて |
| 日程第2 | 議案第31号 川南町災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部改正について |
| 日程第3 | 議案第32号 川南町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第33号 川南町介護保険条例の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第34号 工事請負契約締結について |
| 日程第6 | 議案第35号 工事請負契約締結について |
| 日程第7 | 議案第36号 財産の取得について |
| 日程第8 | 議案第37号 令和元年度川南町一般会計補正予算(第1号) |
| 日程第9 | 議案第38号 令和元年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第10 | 議案第39号 令和元年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第11 | 議案第40号 令和元年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第12 | 議案第41号 令和元年度川南町介護保険特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第13 | 議員派遣の件について |
| 日程第14 | 閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件について |
| 日程第15 | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 |

出席議員(13名)

1番 河野 禎明 君	2番 谷村 裕二 君
3番 中津 克司 君	4番 蓑原 敏朗 君
5番 徳弘 美津子 君	6番 児玉 助壽 君
7番 竹本 修 君	8番 米田 正直 君
9番 内藤 逸子 君	10番 川上 昇 君
11番 中村 昭人 君	12番 福岡 仲次 君
13番 河野 浩一 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 山口 浩二 君 書記 山口 武志 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	日高 昭彦 君	副町長	押川 義光 君
教育長	坂本 幹夫 君	会計管理者・ 会計課長	岩切 拓也 君
総務課長	新倉 好雄 君	まちづくり課長	山本 博 君
産業推進課長	橋口 幹夫 君	農地課長	三好 益夫 君
建設課長	大山 幸男 君	環境水道課長	篠原 浩 君
町民健康課長	米田 政彦 君	教育課長	大塚 祥一 君
福祉課長	三角 博志 君	税務課長	日高 裕嗣 君
代表監査委員	永 友 靖 君		

午前9時00分開議

- 議長（河野 浩一君） これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。
しばらく休憩します。全員、議員控え室に移動願います。

午前9時00分休憩

.....
午前10時45分再開

- 議長（河野 浩一君） 会議を再開します。
休憩前に引き続き会議を続行します。
ここで産業推進課長から発言の申し出がありましたので、これを許可します。

○産業推進課長（橋口 幹夫君）

議案第37号令和元年度川南町一般会計補正予算（第1号）、産業推進課関連の補足説明の中で、産地パワーアップ事業補助金の説明に誤りがありましたので、訂正をお願いいたします。補足説明の対象農家数はイチゴ13戸、ミニトマト7戸、ピーマン8戸です。と申しましたが、これを内訳は、当初予算からの事業変更によりますイチゴ農家1戸の減額とミニトマト7戸、ピーマン8戸に訂正をお願いいたします。訂正の理由は、産地パワーアップ事業補助金の令和元年度の対象農家数はイチゴ13戸、ミニトマト7戸、ピーマン8戸になり、補足説明で申しました戸数と間違っていないのですが、イチゴの補助分につきましては、すでに当初予算で予算がついておまして、今回は当初予算時から事業変更による減額によりますイチゴの減額分と新規分のミニトマト、ピーマンの補助金を合わせた金額の予算の計上でありました。イチゴ13戸分と申しましたので、今回の補助金の中にイチゴ分の補助金の総額が含まれていると思われるような説明を申しまして、まことに申し訳ありませんでした。以上です。

- 議長（河野 浩一君） 日程第1、議案第30号川南町地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例を定めるについて、日程第2、議案第31号川南町災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部改正について、日程第3、議案第32号川南町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、日程第4、議案第33号川南町介護保険条例の一部改正について、日程第5、議案第34号工事請負契約締結（地域活性化拠点施設建築主体工事）について、日程第6、議案第35号工事請負契約締結（地域活性化拠点施設機械設備工事）について、日程第7、議案第36号財産の取得（川南町学校給食共同調理場食器・食缶洗浄機購入）について、以上、7議案を一括議題とします。

本、7議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（内藤 逸子君） 総務厚生常任委員会に付託されました議案について、御報告申し上げます。

議案第31号、32号、33号は全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第31号について報告します。川南町災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部改正については、提案理由の説明のとおり地方税法等の一部改正に伴うものです。この条例は、災害被害者の合計所得が1,000万円以下であることが要件となります。平成30年度に適用されたのは、火災2件と台風24号での災害が15件だそうです。討論はなく、採決の結果全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第32号川南町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、昭和50年に川南町災害弔慰金の支給に関する条例を定めています。今回の改正は、災害援護資金は世帯主が1か月以上の負傷をしたり、財産が3分の1以上の損壊を受けた場合に350万円を限度に貸付されるものです。この貸付を受ける際には、これまで連帯保証人が必要とされ、貸付利率は3%でしたが、連帯保証人はいらなくなり、利率も保証人を立てると無利子、立てなくても1.5%へと引き下げられるものです。また償還も、年賦償還であったものに加え、半年賦、月賦償還も可能とするもので、町民が災害にあって困っているとき助かります。討論はなく全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

議案第33号川南町介護保険条例の一部改正については、今年10月からの消費税引上げに対して、低所得者の保険料軽減について規定するものです。討論はなく全員賛成で可決すべきものと決定しました。

以上、報告いたします。

○議長（河野 浩一君） 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（徳弘 美津子君） 文教産業常任委員会に付託されました議案について、その審査経過と結果について御報告申し上げます。各所管の担当課長及び担当職員の説明を受けました。

まず、議案第30号川南町地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例を定めるについてです。拠点施設に第4条に掲げる施設を設置することとその利用料金を明記したものです。今後各施設や飲食販売、テイクアウト商品販売施設などの業者は指定管理者と協議していくこととなり、現在はまちづくり株式会社が立ち上がり6月3日に支配人が決まり来年4月オープンに向け準備していきます。川南町地域活性化拠点施設の名称については今後公募して愛称など決めていく方向であるとのことでした。委員会の意見としては販売ブースなどに商品を納入したい業者等の対応がまだ行われていないことから、来年4月に稼働するために

も一刻も早く募集要項など取り決めることや早急に準備委員会を立ち上げ、食に詳しい人（業者）を入れていくことを求める意見や、地場産品等販売については町内産に限るように感じる表現でよいのか、また支配人の手腕が問われる事業であることから今後注視していったほしい、などありました。

議案第34号工事請負契約締結について、この契約は、川南町地域活性化拠点施設の主体工事ですが、7社の入札で柴坂建設株式会社が落札したものです。入札率は94.88%です。敷地面積3,220㎡、駐車場は来客用30台、職員駐車場は13台となっております。本体建築面積は1,140㎡、延床面積は1,047㎡です。コンテナハウス1棟でこれはテストキッチンとなるようです。本体は鉄骨一部2階建てとなっております。委員会の意見としては、オリンピックにより資材、特にボルトなどが不足していることで資材確保ができないことから、工期の遅れが生じることがないように。このような施設の今後の更新などのためにそれ相当の積立など打合せをしていったほしいことなどありました。

議案第35号工事請負契約締結について、この契約は、川南町地域活性化拠点施設の機械設備工事で、7社の入札で有限会社三原設備が落札し、入札率95%です。衛生器具、給排水、給湯、ガス、空調機器、配管、空調ダクト、換気設備となっております。委員から意見がありましたので補足として、議案第34号、35号の契約については5,000万円を超えていることから議会に諮られるものですが、この契約以外の確認をいたしました。5,000万円以下で電気設備工事として5社の入札で株式会社久家電気工事が44,668,800円入札率94%で落札されております。これら3件の工事が川南町地域活性化拠点施設関連工事となります。今回は全ての業者が町内で決定したとなっております。請負業者に申し入れることはできませんが、下請け業者等については町内業者が望ましい、との意見がありました。

議案第36号財産の取得についてですが、議案質疑でもありましたので説明を求めました。5月10日に7社による指名競争入札を実施し、ホシザキ南九州株式会社が落札しましたが、事前に履行誓約書を提出しているにもかかわらず5月17日に契約辞退届が提出されました。他の自治体の例や町村会顧問弁護士とも相談しホシザキ南九州株式会社を指名停止処分3か月としました。地方自治法施行令第167条の2に随意契約によることができる場合が記載され、同条第1項第9号に「落札者が契約を締結しないとき」と規定されており、さらに同条第3項に当該規定を適用する場合は落札金額の範囲内でこれを行うと規定されていることからこれを適用し、5月10日の入札で次点であった株式会社三国産業宮崎支店と35,532,000円で随意契約をしました。参考までに入札時に次点であった株式会社三国産業宮崎支店はホシザキ南九州株式会社の入札額の差は10万円であったとなっております。ホシザキ南九州株式会社の辞退理由は入札金額のミスであったとなっております。以上、慎重に審査し文教産業常任委員会に付託された議案第30、34、35、36号の4議案については全員賛成で可決です。

○議長（河野 浩一君） 以上で、委員長報告を終ります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」との声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終ります。

念のため申し上げます。

討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第30号川南町地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例を定めるについて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」との声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

これから議案第30号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第30号川南町地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例を定めるについては、委員長報告のとおり可決されました。

議案第31号川南町災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」との声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

これから議案第31号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第31号川南町災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第32号川南町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」との声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第32号川南町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第33号川南町介護保険条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」との声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第33号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第33号川南町介護保険条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第34号工事請負契約締結（地域活性化拠点施設建築主体工事）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」との声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第34号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第34号工事請負契約締結（地域活性化拠点施設建築主体工事）については委員長報告のとおり可決されました。

議案第35号工事請負契約締結（地域活性化拠点施設機械設備工事）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」との声あり〕

討論なし認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第35号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第35号工事請負契約締結（地域活性化拠点施設機械設備工事）については委員長報告のとおり可決されました。

議案第36号財産の取得（川南町学校給食共同調理場食器・食缶洗浄機購入）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」との声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第36号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

「異議なし」と認めます。

従って、議案第36号財産の取得（川南町学校給食共同調理場食器・食缶洗浄機購入については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第37号令和元年度川南町一般会計補正予算（第1号）、日程第9、議案第38号令和元年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、日程第10、議案第39号令和元年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第1号）、日程第11、議案第40号令和元年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第12、議案第41号令和元年度川南町介護保険特別会計補正予算（第1号）、以上、5議案を一括議題とします。

本、5議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（内藤 逸子君） 議案第37号令和元年度川南町一般会計補正予算（第1号）について報告いたします。現地調査は、消防機庫改修工事（第8部）、団員が多くて会議の際は団員全員が入れず入口に立って行うなど狭いので、車庫を別にして改修するとの説明です。運動公園のテニス改修工事については、現在のコートをスポーツ振興くじ助成金を使つての整備です。テニス場改修工事は運動公園の中で1番にする改修工事なのか疑問、運動公園管理は良好とはいえない、住民の要望を聞いて早く全体計画を示して進めてもらいたいとの意見がありました。プレミアム商品券事業については、消費税・地方消費税率の10%引上げが低所得者、子育て世帯（0～2歳児）の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、支えることを目的として国が全額補助をする事業です。対象者の2019年度住民税非課税者、学齢3歳未満の子が属する世帯の世帯者約4,000人を確定する事務は2人を期限付きで雇用するそうです。プレミアム商品券を使う際に、あなたは低所得者ですね、といった問題が起きることが心配されるが、商工会が現在使っているものと同じようなものとなる配慮がされている商品券なので、心配はないとの説明です。討論はなく、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第41号令和元年度川南町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、議案第33号で提案された介護保険条例の一部改正に係るもので、消費税引上げに対して軽減される低所得者の保険料の計上です。地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金国10分の10を使ってグループホームすいせんが防災補強改修を行うため、現地調査を行いました。平成15年に建設され、今回が初めて大規模改修を行うとのこと。討論はなく、全員賛成で原案のとおり可決すべきと決定いたしました。

以上で、総務厚生常任委員会に付託されました議案についての審査報告を終わります。

○議長（河野 浩一君） 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（徳弘 美津子君） 文教産業常任委員会に付託されました議案について、その審査経過と結果について御報告申し上げます。各所管の担当課長及び担当職員と現地調査を行い説明を受けました。

議案第37号令和元年度川南町一般会計補正予算（第1号）についてです。担当課ごとに御報告いたします。環境水道課では、坂の上中継施設の擁壁補修工事3,649万4,000円は施設の北側の擁壁が今年の台風24号で崩落し、今回ブロックでの補強工事をするものです。補償補てん及び賠償金200万円はその工事に伴い九電とN T Tの電柱移設の費用となっています。農地課では、排水路補修工事や排水路改修工事などの現地を調査しました。国営造成施設管理体制整備促進事業・農業農村整備調査計画事業・県単独土地改良事業などの補助金、そし

て土地改良区からの負担を受け平下地区の調査委託や排水路改修工事を行うものです。建設課では、各舗装道路の打替え工事の現地確認をしました。都市公園維持管理費の1,000万円では運動公園北側の桜が5m以上が32本、5m未満11本、1m未満の樹木139本を伐採するものです。危険空家解体事業補助金250万円は、歳入では国庫補助金2分の1の125万円になっております。現在、担当課で確認している危険空家、これは特定空家ほど近隣に影響がないが、放置できない家屋となっており、塩付3件、大内1件、俵橋1件、井手ノ上1件、通浜4件、計10件確認しております。補助の対象となる危険空家とは、そのまま放置すれば倒壊など保安上危険となる恐れのある状態にあり、周辺の住環境に悪影響がある建築物で住宅地区改良法の腐食、又は破損の評点の合計が100点以上あるもの、町内に存する建築物で過半を超える部分が住宅用に供されていたもの、構造が木造、軽量鉄骨又は鉄骨造であるものとなっており、今年度は5件を予定しております。この事業を広く広報し担当課の把握している対象家屋のほか、住民の方々から要望を受け補助の対象となれば50万円を限度に10分の8までを補助するものです。解体事業者は川南町内の事業者に限ります。委員会でも対象となるような住宅の情報があり、この事業が広く認識されれば申請者は増えるのではないかと考えます。長年放置された空家は所有者管理者などが町内にいない場合も多く、その広報手段についても意見があがりました。教育課では、東小学校教室の天井モルタル落下防止工事は昭和47年建築棟の10教室をモルタルの落下の防止を木の板で抑える工事になります。文化ホール図書館の空調機器修繕料は、吸収式冷温水機の冷却ポンプ及び冷温水ポンプで現地を調査しましたが、この文化ホール施設の空調機器の修理については今後大規模な改修を考えており、来年度には提案していきたいとなっております。産業推進課では、バナナ研究分析委託料でネクストファームの有機バナナがガン予防に効果があるとされることから宮大に成分分析を行っていただくものです。意見としてこの有機バナナが今後川南町を産地とするなら1軒の農家でそれが可能かとありました。産地パワーアップ事業補助金3億9,895万7,000円については3月の当初予算でも6,459万5,000円計上されておりました事業で、議案質疑で疑問点であった事前着工については3月の当初予算で決定された農家で今回の予算はイチゴ農家については当初予算要求時から事業費の増減があり、その減額分、ミニトマト7戸、ピーマン8戸との訂正の説明がありました。訂正もありましたが、この事業は、説明では国となっておりますが、歳入元の予算書では県となっております、が10分の5、町10分の2、JA10分の1で計10分の8の補助率となっております。町の10分の2の予算は施設園芸用ハウス産地競争力強化事業費補助金であり補助額は1億8,778万5,000円です。商工業振興支援事業補助金1,000万円は、町内の店舗の新築及び増改築費や設備及び備品の購入費に補助するもので、指定区域内とは商店街になり150万円、指定区域外100万円を限度として補助率は2分の1です。地域活性化拠点施設オープン準備委託料460万円は、議案第30号でも触れましたが6月より決定した支配人の給与355万円、運営費として105万円は印刷製本・消耗品・

通信運搬費・旅費交通費・愛称募集の報償費等です。日中友好通り桜並木管理委託料287万5,000円は、番野地地区の桜並木220本全てを抜根するものです。桜が枯れていることと、近隣の畑の農家より枯れた枝等が畑に入るなど苦情があがっておりました。意見として今後の跡地活用では近隣の農地所有者や関係住宅の持ち主に払下げも視野に入れながら地元の要望である歩道整備に考慮してほしいとあり今後建設課と協議していくとなりました。最後の意見として建設課の危険空家解体事業補助金や産業推進課の商工業振興支援事業補助金などはいったん申請者が業者に全額支払いを行い、それを確認してから補助金の交付となることから、その申請者が資金調達ができないことも鑑み、事業完了後に補助金を事業所に直接町が支払いをすることができるようにならないか考慮していただきたいと考えます。

議案第38号令和元年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）では、歳入歳出それぞれ358万1,000円を追加し歳入歳出それぞれ2,538万5,000円となります。一般会計より358万1,000円繰入し通浜浄化センターの外壁が25年経過し防水塗装工事をし、延命化を図ります。

議案第39号令和元年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第1号）では、歳入歳出それぞれ1,131万円を追加し歳入歳出それぞれ3,577万3,000円となります。歳入は一般会計から1,131万円繰入し浄化設備の保守点検と平成29年度から3年間で行った赤石地区の配水管布設替えによる仮舗装の850mを本舗装工事を1,030万円とするものです。

議案第40号令和元年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ75万8,000円を追加し歳入歳出それぞれ1億1,952万1,000円となります。令和元年から令和5年度の間下水道会計も公営企業会計にするようにと国が進めています。今回それらの準備に関する6回分の会計事務所のアドバイザーを受け入れるため歳出として75万8,000円計上しております。交付税対象となることから70万円起債します。下水道事業は単体で黒字になるものではなく、公営企業会計にする意味はあるのかの意見もありましたが、公営企業会計に移行しないと今後補助金などが受けられなくなることから、令和4年度までに公営企業会計に移行したい、となっております。

以上、慎重に審査し文教産業常任委員会に付託された議案第37、38、39、40号の4議案については全員賛成で可決です。以上報告を終わります。

○議長（河野 浩一君） 以上で、委員長報告を終ります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 議案第37号令和元年度川南町一般会計補正予算（第1号）について文教産業常任委員長に伺います。いろいろありますけど、主なところだけ伺います。26ページの産地パワーアップ事業補助金3億9,895万7千円これについては、予算書は県補助金としてあるけどん、説明書じゃ国庫補助金になってるがそこへんはどういう関係になったのか。

その、予算書じゃ県補助金になつとるから県補助金できますが、それに対してで計算すると補助対象事業分が総額7億9,791万4千円なるわけですが、2分の1で2を掛けるとこの数字になるわけですが、町の園芸用ハウス産地競争力強化事業費補助金これの川南町施設園芸用ハウス産地競争力強化事業費補助金交付要綱を見ますと、補助対象経費の30%以内とするとしてありますが、この町の補助は、補助率10分の2と課長の説明でありましたから、たぶんこれは補助対象事業に対しての2分の1であります、それで計算しますと、2分の1じゃったら、20%にならにゃならんちゃけんどんよ、23.5%になつとるわけじゃがよ、差額の根拠はなんであるかと、川南町施設園芸用ハウス産地競争力強化事業費補助金交付要綱ここに公表するとありますけど、おそらくまあ、この上に条例があつてですね、この要綱を定めることができるというような条文がねえとそのままじゃこりゃ町長の自由裁量権を認めることになるわけですが、これで問題はないのか、そこ辺を伺います。

○文教産業常任委員長（徳弘 美津子君）漏れているといけないですが、まあいろいろ御質問がありました。差額の根拠ですね、予算書の中で町の補助金が事業費の2割を超えているのではないかということですが、委員会の中ではいろいろ審議をしまして、この事業はもともと3月の当初予算から継続されている事業であります。その途中の中で最初の予算よりも増減があつたということが解釈をしますと、単純にその2割が総事業費という考え方ではないのかなあという気はします。委員会の中でいろいろ審査をしていきますので、予算書だけで見ていくことが難しいのではないかなあと思っております。個々の農家の事業費を確認しましたが、計算をしますと全て20%以下で抑えられているので、委員会で付託されたことを信用していただくといいのかなあと思っております。いろいろやり方あると思いますが、もちろん町長というかまあこの町をどうしたいという首長の思いを汲みながらどこに事業費を落とすかということあるんだと思います。その中でやっぱり福祉に力を入れる町長さんがいれば、そこにあるのかもしれませんが、これ私の考えですが、委員会の中ではそこまでの話は出ておりません。

〔（質問の説明になつとらんとよね、補助対象事業の補助金を出すことになつとつとん、20%になつとらんといかんとん23.5%になつとるのはなんか）と発言するものあり〕

先ほど言ったように、この事業はもともと3月からの継続的な事業であつて、さっき委員長報告でも述べましたが、イチゴ農家に関しては、減額がたぶんあるんだと思うんですね、この単体だけで6月の予算だけで見てしまうと、たしかに児玉議員の言われるようになるかと思うんですが、そこは委員会の中で審査をして、継続的な事業、だから今までの3月の中で当時の委員会が決めていき、今回はそれが例えばですね、そのハウスの建設のやり方が多少変わったりとか例えばリースでやったりとかそういういろんな状態がなることで、補助金が変わると思うんですね、最初はやっぱりおおざっぱな予算の中でいかないとその出された予算できっちりきっちり行くのはたぶん不可能ではないかと思うんですね、基本的に。入札

とかいう制度もありますので。そこを鑑みまして、3月の予算で通した予算の後に今度は6月に今回提示するとき、その中で数字がプラスになったりマイナスになったりするかと思うんです。で、単純に言われるように予算書だけで見るとはできないのかなと思っております。

○議員（児玉 助壽君） そしたら、委員長が言う通りだったら、この予算書はいらんこつなるわ。あくまでも、議会はこの予算書を議決するわけじゃかい。いろいろあるかいち言いよったけんどん、そんげなつを認めよつと、この20%の3.5%をその今事業費にかくつとですな、2,792万7千円ちゅうこの余分なお金が出てくるわけじゃがね、ちゅうことは、このお金が町民のために使われんちことになるわけですわ。ね、分かりますか。何年議員してん分からんとやったら、説明のしょうがねえけんどん、過大設計予算をしたら、錢が使われんわけですよ。20%なら20%でしていかなと。他の事業に回されんとですよ。分かりますかそれは。分かりませんか？23.5、たかが3.5%で金額が大きくなるかい、2,792万7千円ちゅうお金が使われんなるわけですよ。じゃかい他の事業に振り分けられんとですよ。予算が。こういうことしよつたら。20%にならにやいかなとでしょ。ここで。予算上。説明が20%じゃかい。なら、課長が嘘ついたことになるですよ。虚偽の報告したこつ。このいろいろ町長の思いがあるかい言うけんどん、町長の思いでその町長の自由裁量で予算を提案したりしよつたらよ、町の財政は硬直化するじゃないですか。今回もですね、基金を13億取り崩しちよつとですよ。今度。起債が3億か4億、起債しとるわけですかい。ね。こういうこつしよつたら、健全な財政運営はでけんでしょ。この上に条例があって、要綱を定めるような条例を作らにや要綱は定められんとですよ。基本的に。これ要綱で全部補助金交付しよつたらよ、なんでんかんでん町長の思いで、補助金交付するこつなるじゃないですか。

○文教産業常任委員長（徳弘 美津子君） いろいろ委員会の審査以外のことを言われてもですね、ただ思うにはそれを結局そしたら入札ってなんなのって話になるわけですね。予算を最初に3月当初でされた予算は入札金額まではっきり決まった金額で予算を出してるってことに裏返せばなるかと思うんです。そうではないと思うんです。いろんな建築物でも、先ほどの地域拠点でもありましたが、100%じゃないわけです。そういったことを考えていくことで、その1年をかけて、それが増減したり補正予算で組んだりしていくことではいいのかなと私は思っております。で町長の裁量と言いましたが、ま、委員会の中でも補助率が非常に高いことで、意見はありました。その、系統外の農家に対してどうなのかというのもありましたが、そこあたりでもやっぱり今後川南の基幹産業やっぱり川南農業で生きていきますので、そこあたりがやっぱりそのちゃんと反映された予算を考えてどこに予算を入れていくかということがやっぱり町のこれからの方針だと思うし、それを委員会では出てきたことに対してそれをどうかということもあるかと思うんです。それはいろいろあると思います。だから、確かに言われるようにいろんな補助金があったっていいと思うんです。だから、それ

が町長の単純にそれだけという世界ではないかと思いますが。あとはその条例の関係ですけども、さっき補助金は条例事項ではないということで、ちょっと先ほどの全協のあとの委員会のところではちょっと確認をしました。以上です。

○議員（児玉 助壽君） なんぼ話しても分からんけんどん、肝心などはよ、この予算の中で20%になつたらんといかんとですよ。いかなる理由があろうが。20%に。10分の2ち説明しちよっちゃかい、そりゃあるわねいろいろ、補助対象外の事業が。補助対象外事業やら含めてとか言いよっけんどん、要綱でも補助対象事業ち書いちゃっじゃねえですか。要綱に。要綱に違反しちよっじゃねえですか。そしたら。この金額じゃつたら。でしょ？こりゃ補助対象事業の県補助金、まあ国の補助でもいいですわ。この対象事業の10分の2にならんといかんとですよ。町の補助金も。分からんかねえ。そんげなもんじゃと思うっちゃけんどんよ。そりゃあんたが持とった事業もいろいろあるわね。ほっでん、これが町がその事業のうち、補助対象になるてみて、計上した予算じゃがね。町が。対象事業ていうのは。補助対象事業の予算よ、3億9,895万7千円は。それを見込み計上したやつ。それに対して10分の2をそれが補助対象事業の総事業費の2分の1をそれを町が見込み計上した金額になつとですよ。それが、財源が11億3,409万とね、まあ違う事業も入とるけんどん、で一般財源と入ってきとるわけですよ、ね。で、3.5%以上になったらこの町の繰入れた金額やこの一般財源が他の事業に使えんなるっちことですよ。もう説明せんでいい。

○議長（河野 浩一君） このことは、文教産業常任委員会の中で決定したことで、内容については、えーどういったらいいか…黙認していただきたいと思うんですけど。

他に質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。討論・採決は議案ごとに行います。

議案第37号令和元年度川南町一般会計補正予算（第1号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（児玉 助壽君） 議案第37号令和元年度川南町一般会計補正予算（第1号）について、反対の立場に立って討論いたします。その理由についてであります。予算は、住民のものとして全ての住民の福祉向上のためにあるべきであります。しかしながら、原案の施設園芸用ハウス産地競争力強化補助金は、産地パワーアップ事業県補助金に町長の自由裁量で町補助金を交付し一部の住民の利益のために奉仕する、裁量権に逸脱した公平、公益性等に問題のある予算になっています。又、町長は町政運営方針において、人口対策が喫緊の最重要課題とし、ありとあらゆる手段、手法を用いる覚悟であると宣言していますが、原案にはその手段、手法を用いる覚悟を金額で表示した予算措置がなされていません。したがって、

原案は税の公平性はもとより、本町の待ったなしの喫緊の最重要課題である人口対策問題に背を向けた予算と言えます。従って、原案に反対し、皆様の賛同を求めて討論を終わります。

○議長（河野 浩一君） 他に討論はありませんか。

○議員（徳弘 美津子君） 議案第37号令和元年度川南町一般会計補正予算（第1号）について、賛成の立場から討論いたします。先ほど同僚議員から一番問題である産地パワーアップ事業についての補助率が高いという話であります。この事業はですね、国、県ですけども、町、JAの補助額が事業費の80%となっており、他の業種に比べて確かに高い補助率であります。ただ、これから川南は第一次産業としていくために、町の基幹産業でもあり、各農家もハウスが老朽化しており、併せて近年予想を上回る自然災害が発生しております。農家がハウス建て替えを自己資金で行う体力がなく、この事業を有効に活用し補助するものであります。今後後継者育成も含め産地として持続的農業を行っていくためには、ハウスの更新は必要であり、作業の効率化、収益アップにつなげ、町の基幹産業として町全体に活力が出ることを期待しております。今後、農業に限らず様々な補助金をいかに導入して最小で最大の効果を上げるように各担当職員も含め議員も情報を得るために一丸となってこれからの川南町を考えていけたらと考えます。先ほど言われましたように人口問題対策でもそうでしょう。いろいろあると思います。昨年、同僚議員が国会に行ってから空き家対策についての補助金とかを探してきました。そのように13名の議員がどのような補助金が有効活用できるかというアンテナを張るのも私どもの仕事ではないかと思えます。またそれら申請作業も煩雑であります。職員もそのためのスキルを磨いていただいて、担当の人材投資も必要となれば町長としても考慮していただきたいと思えます。議会として、農家の誤解を受けることなく、皆さまの賛同をお願いいたして、賛成討論といたします。

○議長（河野 浩一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

これから議案第37号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

（起立多数）

起立多数であります。

従って、議案第37号令和元年度川南町一般会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第38号令和元年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について討論

を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第38号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第38号令和元年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第39号令和元年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第39号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第39号令和元年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第40号令和元年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第40号令和元年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第41号令和元年度川南町介護保険特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第41号令和元年度川南町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議員派遣の件についてを議題とします。本件につきましては、川南町議会会議規則第127条の規定により、お手元に配布しました議員派遣のとおり決定をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、お手元に配布いたしました議員派遣のとおり、決定をいたしました。

日程第14、閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件について、本件につきましては、閉会中の諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定しました。

日程第15、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がないので、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

これで、令和元年第3回川南町議会定例会を閉会します。

午前11時52分閉会
